

ご本人確認について（個人様用）

平成20年3月1日以降、三井ホーム株式会社においては、不動産売買契約締結の手続きにあたりまして、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成20年3月1日施行）に基づき、お客様の氏名、住所、生年月日等の「ご本人確認」をさせていただきます。

つきましては、不動産売買契約の際には、本人確認書類をご用意いただきますようお願いいたします。何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

● 不動産売買契約時にご用意いただく本人確認書類（次のいずれかの原本）

※ 共有者（ご契約者様全員）の方も必要となります。

- 運転免許証
- パスポート
- 各種健康保険証
- 住民基本台帳カード（氏名、住所、生年月日記載のもの）
- 外国人登録証明書

※1 ご契約時におきまして、現に有効な書類に限ります。有効期間がないものは、発行日から6ヶ月以内のものとなります。

※2 住所のご記載が現在の住所と異なっている場合は、あらかじめ住所変更の手続きを済ませておいて下さい。

● 代理人にて契約手続きをされる場合

- ・代理人の方にも代理人ご本人の本人確認書類（原本）をご用意いただきます。
- ・お客様の印鑑登録証明書付「委任状」（原本）をご提出していただきます。

なお、本人確認は、事前に不動産売買契約締結前に、本人確認書類の写しを送付していただくことによって本人確認を行うことができます。

また、本人確認書類につきましては、法令で定められておりますので、ご不明な点がございましたら、営業担当にご相談ください。

【あらかじめご了承ください事項】

1. 本人確認ができない場合には、不動産売買契約締結の手続きができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
2. ご提示・ご送付いただいた本人確認書類等は、その写しを取得させていただきます。
3. ご提供いただいた本人確認書類等は、法に基づき、本法令が要請する目的で利用いたします。
4. ご提出いただいた本人確認書類の写し、委任状、印鑑証明書等はご返還いたしません。
5. 代理人により手続きを行われたお客様、本人確認書類等を送付されたお客様等、本書に記載した以外の本人確認書類を提示されたお客様等には、法令に基づきお客様宛て（本人確認書類に記載された住所）にご契約に係る書類を書留郵便等により転送不要郵便等にてお送りいたします。